

◎千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）は、次のとおりとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲出しているもの</p> <p>(ア)～(コ) (略)</p> <p><u>(サ) 次のいずれかに掲げる用途のため、医師等が使用中の車両</u></p> <p><u>a 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当</u></p> <p><u>b 医師の指示を受けて行う保健師、看護師又は准看護師の緊急訪問</u></p> <p><u>c 助産師の緊急訪問</u></p> <p>(シ)～(セ) (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が<u>通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）</u>の交付を受けようとするとき</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(ア)～(コ) (略)</p> <p><u>(サ) 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両</u></p> <p>(シ)～(セ) (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が<u>次の各号に掲げる標章</u>の交付を受けようとするときは、<u>当該各号に定める申請書</u>2通を県内に住所又は事務所を有する者に</p>

きは、除外標章交付申請書（別記第1号様式の5） 2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。

（削る。）

（削る。）

3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

4・5 （略）

6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第1号様式の6）により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記第1号様式の7）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第5項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた

あつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。

(1) 通行禁止除外指定車標章 通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第1号様式の5）

(2) 駐車禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（前項第4号キに係るものにあつては別記第1号様式の6、同号クに係るものにあつては別記第1号様式の7）

3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）を交付しなければならない。

4・5 （略）

（新設）

（新設）

6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 （略）

ときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) (略)

(署長の駐車許可)

第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。

(1)～(4) (略)

(署長の駐車許可)

第5条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

4 (略)	4 (略)
5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式） <u>（以下「駐車許可証」という。）</u> を交付しなければならない。	5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。
6 駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。	6 <u>前項</u> の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。
7 <u>駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第4号様式の2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。</u>	(新設)
8 <u>駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第4号様式の2の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。</u>	(新設)
(放置違反金の納付命令)	(放置違反金の納付命令)
第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令するときは、放置違反金納付命令書（ <u>別記第4号様式の2の3</u> ）により行うものとする。	第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令するときは、放置違反金納付命令書（ <u>別記第4号様式の2</u> ）により行うものとする。
2 (略)	2 (略)
(弁明書等の提出)	(弁明書等の提出)
第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（ <u>別記第4号様式の2の4</u> ）により行うものとする。	第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（ <u>別記第4号様式の2の2</u> ）により行うものとする。
2 (略)	2 (略)
(放置違反金の督促)	(放置違反金の督促)
第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状（ <u>別記第4号様式の2の5</u> ）により行うものとする。	第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状（ <u>別記第4号様式の2の3</u> ）により行うものとする。
2 (略)	2 (略)
(滞納処分)	(滞納処分)
第5条の2の5 (略)	第5条の2の5 (略)
2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収	2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収

職員証（別記第4号様式の2の6）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（確認事務に関する登録の申請等）

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認事務に関する登録・登録更新申請書（別記第4号様式の2の7）を公安委員会に提出しなければならない。

別表第3（第6条の2）

路線名等	区間
(略)	
佐倉市道4—596号線	佐倉市大作地先から大作地先まで
佐倉市道4—597号線	佐倉市岩富2,217番地1先から大作一丁目4番地2先まで
佐倉市道6—36号線	佐倉市岩富2,272番地1先から356番地2先まで
佐倉市道6—263号線	佐倉市岩富356番地5先から2,222番地1先まで
(略)	
横芝光町道E249号線	山武郡横芝光町篠本字打越堰1,339番4地先から篠本根切20番地先まで
横芝光町道E250号線	山武郡横芝光町篠本根切1番地先から9番地先まで
(略)	

職員証（別記第4号様式の2の4）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（確認事務に関する登録の申請等）

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認事務に関する登録・登録更新申請書（別記第4号様式の2の5）を公安委員会に提出しなければならない。

別表第3（第6条の2）

路線名等	区間
(略)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	

(改正案)

第1号様式の5 (第2条の3第2項)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する。 <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

第1号様式の5 (第2条の3第2項第1号)

通行禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様 (警察署長経由)	
住所 申請者 氏名	
事業所の所在地	電話 ()
事業所名及び責任者名	
除外の指定を受けようとする車両	登録番号
通行許可を受けようとする規制路線及び区間	
除外指定を必要とする事由	
標章番号、交付年月日	No. 年 月 日
警察署長意見	

備考

- 1 除外の指定を受けようとする車両欄は、申請車両が2台以上の場合は別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(改正案)

第1号様式の6 (第2条の3第6項)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

第1号様式の6 (第2条の3第2項第2号)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様 (警察署長経由)	
住所 申請者 氏名	
事業所の所在地	電話 ()
事業所名及び責任者名	
除外の指定を受けようとする車両	登録番号
許可を受けようとする規制路線及び区間	
除外指定を必要とする事由	
標章番号、交付年月日	No. 年 月 日
警察署長意見	

備考

- 1 除外の指定を受けようとする車両欄は、申請車両が2台以上の場合は別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(改正案)

第1号様式の7 (第2条の3第7項)

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
住所 (所在地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

第1号様式の7 (第2条の3第2項第2号)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様 (警察署長経由)	
住所 申請者 氏名	
住 所	電話 ()
氏 名	
除外指定を必要とする事由	
標章番号、交付年月日	No. 年 月 日
警察署長意見	

備考

- 1 本申請書は、個人標章の申請に用いること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(改正案)

第4号様式 (第5条第3項及び第5項)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

第4号様式 (第5条第3項及び第5項)

駐 車 許 可 申 請 書	
年 月 日	
警察署長 様	
申請者 住 所 氏 名	
駐車する自動車の種類	番号標に表示されている番号
駐車する場所	
駐 車 の 方 法	
適 用 条 文	<input type="checkbox"/> 道路交通法 第45条第1項 <input type="checkbox"/> 道路交通法 第49条の5
駐車の月日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
申 請 の 理 由	
運 転 者	住 所 氏 名
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。	
条 件	
年 月 日	
警察署長 印	

備考

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 適用条文欄には、該当する条文の□の中に☑印を付すこと。

(改正案)

第4号様式の2 (第5条第7項)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

(新設)

(改正案)

第4号様式の2の2 (第5条第8項)

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 様	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(現行)

(新設)

(改正案)

第4号様式の2の3 (第5条の2)

年 月 日

様

千葉県公安委員会

印

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の放置違反金納入通知書により下記の納期限までに納めてください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放置違反金の額	金 円
納期限	年 月 日
納付の場所	
納付命令の理由	

注

- 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

(現行)

第4号様式の2 (第5条の2)

年 月 日

様

千葉県公安委員会

印

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の放置違反金納入通知書により下記の納期限までに納めてください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
放置違反金の額	金 円
納期限	年 月 日
納付の場所	
納付命令の理由	

注

- 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

◎ 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室（
）において行います。

照 会 先

◎ 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室（
）において行います。

照 会 先

(改正案)

第4号様式の2の4 (第5条の2の2)

(表)

年 月 日	
弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様	
千葉県公安委員会 印	
あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。	
この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。	
なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。	
また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。	
※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。	
記	
1 この弁明通知書の番号	
弁 明 通 知 書 番 号	第 号
2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等	
納付命令の原因となる事実	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
備 考	
3 弁明書の提出方法	
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
注 弁明書の提出に際しての留意事項	
(1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。	
(2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。	
なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。	
(3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。	

(現行)

第4号様式の2の2 (第5条の2の2)

(表)

年 月 日	
弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様	
千葉県公安委員会 印	
あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。	
この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。	
なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。	
また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。	
※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。	
記	
1 この弁明通知書の番号	
弁 明 通 知 書 番 号	第 号
2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等	
納付命令の原因となる事実	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
備 考	
3 弁明書の提出方法	
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
注 弁明書の提出に際しての留意事項	
(1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。	
(2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。	
なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。	
(3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。	

(改正案)

第4号様式の2の5 (第5条の2の3)

様	年 月 日		
千葉県公安委員会 監督 状	印		
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、その納期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の放置違反金納付書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>			
年度	弁明通知書の番号	放 置 違 反 金	延 滞 金
第	号	円	法令による金額
指 定 納 付 期 限	年 月 日まで		
納 付 場 所			
<p>注</p> <p>1 上記の放置違反金及び延滞金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 同封した放置違反金納付書により上記納付場所にて納めてください。 なお、納付した場合には、放置違反金納付書に添付されている領収書が当該放置違反金及び延滞金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>3 延滞金については、裏面をご覧ください。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室（ ）において行います。</p>			
照 会 先			

(現行)

第4号様式の2の3 (第5条の2の3)

様 千葉県公安委員会 督 促 状 あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、その納期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。 下記の指定納付期限までに、同封の放置違反金納付書により至急納付してください。 指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。 なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。	年 月 日 印								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 15%;">年度</th><th style="width: 30%;">弁明通知書の番号</th><th style="width: 25%;">放 置 違 反 金</th><th style="width: 30%;">延 滞 金</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td style="text-align: center;">第 号</td><td style="text-align: right;">円</td><td style="text-align: center;">法令による金額</td></tr></tbody></table>		年度	弁明通知書の番号	放 置 違 反 金	延 滞 金		第 号	円	法令による金額
年度	弁明通知書の番号	放 置 違 反 金	延 滞 金						
	第 号	円	法令による金額						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%;">指 定 納 付 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日 まで</td></tr><tr><td>納 付 場 所</td><td></td></tr></table>		指 定 納 付 期 限	年 月 日 まで	納 付 場 所					
指 定 納 付 期 限	年 月 日 まで								
納 付 場 所									
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none">1 上記の放置違反金及び延滞金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。2 同封した放置違反金納付書により上記納付場所にて納めてください。 なお、納付した場合には、放置違反金納付書に添付されている領収書が当該放置違反金及び延滞金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。3 延滞金については、裏面をご覧ください。 <p>教示</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 <p>あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室（ ）において行います。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center;">照 会 先</td></tr><tr><td style="height: 40px;"></td></tr></table>		照 会 先							
照 会 先									

(裏)

◎ 延滞金について

公安委員会は、放置違反金について督促をしたときは、当該放置違反金の額に、納付命令により通知した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。

なお、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。

延滞金は、放置違反金の納付後、その全額が1,000円以上となるときに、延滞金納付書を送付して徴収します。

(裏)

◎ 延滞金について

公安委員会は、放置違反金について督促をしたときは、当該放置違反金の額に、納付命令により通知した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。

なお、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。

延滞金は、放置違反金の納付後、その全額が1,000円以上となるときに、延滞金納付書を送付して徴収します。

(改正案)

第4号様式の2の6 (第5条の2の5第2項)

(表)

8.56センチメートル	
第 号	写 真
徴 収 職 員 証	
所 属	年 月 日生
階 級	
氏 名	
年 月 日交付	
千葉県公安委員会 印	
5.40センチメートル	

注 写真は上三分身とし、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

(裏)

- 1 この証票は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定により放置違反金及び延滞金に係る滞納処分を行う場合に使用し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に公安委員会印及び契印の無いものは無効とする。

(現行)

第4号様式の2の4 (第5条の2の5第2項)

(表)

8.56センチメートル	
第 号	写 真
徴 収 職 員 証	
所 属	年 月 日生
階 級	
氏 名	
年 月 日交付	
千葉県公安委員会 印	
5.40センチメートル	

注 写真は上三分身とし、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

(裏)

- 1 この証票は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定により放置違反金及び延滞金に係る滞納処分を行う場合に使用し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に公安委員会印及び契印の無いものは無効とする。

(改正案)

第4号様式の2の7 (第5条の2の6)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	
※ 登録番号	

確認事務に関する登録申請書
登録更新

年 月 日

千葉県公安委員会 様

主たる事務所の所在地
申請者 法人の名称
代表者氏名

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
の申請をします。

(フリガナ) 法人の名称	-----
主たる事務所の所在地	電話 ()
法人の種類	1 株式会社 2 一般財団法人 3 一般社団法人 4 その他 ()
(フリガナ) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し (2名以上)	
<input type="checkbox"/> 事務所の所在地に係る資料		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 登録、登録更新の別により該当箇所を○印で囲むこと。

(現行)

第4号様式の2の5 (第5条の2の6)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	
※ 登録番号	

確認事務に関する登録申請書
登録更新

年 月 日

千葉県公安委員会 様

主たる事務所の所在地
申請者 法人の名称
代表者氏名

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
の申請をします。

(フリガナ) 法人の名称	-----
主たる事務所の所在地	電話 ()
法人の種類	1 株式会社 2 一般財団法人 3 一般社団法人 4 その他 ()
(フリガナ) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し (2名以上)	
<input type="checkbox"/> 事務所の所在地に係る資料		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 登録、登録更新の別により該当箇所を○印で囲むこと。